

広島県告示第千二百九十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

令和五年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 平成二十三年広島県告示第百七十二号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

地御前漁港海岸